

令和8年度 山梨県早川町

『伝統野菜・特産品の栽培、販売、情報発信』（会計年度任用職員）

に取り組む協力隊を1名募集します！



#### ○早川町の紹介

早川町は山梨県の南西部に位置し、東西15.5km、南北38km、総面積は約370km<sup>2</sup>と広大ですが、その96%を山林が占める自然豊かな町です。昭和31年に6つの村が合併し誕生した早川町は、人口が859人(令和7年1月1日現在)と日本で一番人口が少ない町としても知られています。

また、町の中央を流れる「早川」を中心に、大小の滝や溪谷が美しい溪谷美を創り出しており、新緑や紅葉の時期は特に美しく、見るものの目を楽しませてくれます。

平成21年には「日本で最も美しい村」連合に加盟、平成26年には南アルプスユネスコエコパークに登録され、雄大な自然環境と地域に根付く文化・歴史を核とした町づくりを進めています。

#### ○現状と課題

早川町の農地は傾斜地が多く、日照不足や区画の狭小といった不利な条件に加え、獣害も深刻化しています。また、伝統野菜は品種改良された作物に比べ生産効率が低く、収益確保に課題があります。現在、町内の耕作者の大半は70～80代の住民が自家用に耕作しているのが実情であり、高齢化による後継者不足から、伝統野菜が消滅する危機に瀕しています。

こうした中、事務局である集落支援員2名が中心となり、伝統野菜のリストアップや種子の収集、意見交換を進めています。既存の観光施設等からは、伝統野菜を活用した商品開発の要望も寄せられており、一定の需要が見込まれます。

そのため、地域の農産物に関する伝統的な栽培方法や活用方法の継承が急務となります。

そこで、主に販売・接客・情報発信に長けた人材を迎え、伝統野菜の適正価格での流通を確立することで、持続可能な生産体制を構築したいと考えています。

## 募集要項

### 業務概要

- ・農作業や農産物の活用法について、動画等で記録しながら理解を深める
- ・地域の野菜を販売する「ミニ朝市」を運営する
- ・活動の様子を SNS 等で県内外に発信
- ・集落/地区行事(祭や地域イベント)への参加

#### 《年ごとの活動計画》

#### 1年目:基盤構築と記録

- ・町内の伝統野菜や特産品の栽培を実践し、農家への聞き取り調査と動画・写真による記録を行う。
- ・ミニ朝市やイベント出店を通じ、販売業務の基礎を学ぶ。

#### 2年目:深耕と展開

- ①販路拡大に向けた市場調査や、他地域の在来作物についての視察を行う。
- ②郷土食のレシピ化や、保存食の活用法を動画等で記録・発信し、文化の可視化を図る。

#### 3年目:自立と定着

- ①伝統野菜のマーケティング・ブランディングを本格化。商談から納品までの実務を担う。
- ②地域の魅力を伝える広報戦略の立案と実施。就業・起業に向けた準備。

#### 《1日のスケジュール》

#### ★★★一日のスケジュールイメージ★★★

- ・8:30 出勤・朝礼
- ・8:40 HP・SNS(Facebook、Instagram、X)の確認、電話・メールの対応
- ・9:00 農作業準備、移動
- ・9:30 農地確認(作物の生育の様子、獣害の有無、周囲の住民の様子)
- ・10:00 作業開始
- ・12:00 昼休憩 (事務所で弁当を食べたり、近くの食堂へ)
- ・13:00 作業記録の編集等
- ・15:00 SNS 更新等
- ・16:30 日報作成(1日の仕事内容をまとめ、翌日の業務整理・準備)
- ・17:00 退社

※上記各活動とあわせて、以下の活動を行っていただきます。

- 地域活動への積極的参加
- 協力隊員同士の連携・共同活動 等

募集対象	<p>① 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者</p> <p>② 3大都市圏内をはじめとする都市地域等から、委嘱後に町内へ生活拠点を移し、町に住民票を異動することに了承する者</p> <p>③ 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、積極的に活動できる者</p> <p>④ 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる者</p> <p>⑤ 任期終了後、町で定住する意思がある者</p> <p>⑥ 普通自動車運転免許証を有している者</p> <p>⑦ 農作業や土木作業(防獣柵の設置)等、身体を使う仕事に抵抗がない方</p>
雇用形態	早川町会計年度任用職員
雇用期間	<p>採用日から令和9年3月31日まで</p> <p>※勤務実績を踏まえ、最長3年まで延長可能。(年度更新)</p> <p>※協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。</p>
勤務場所	<p>事務所:都川地区内 保</p> <p>農 地:三里地区内 茂倉、中洲/都川地区内 草塩、京ヶ島/硯島地区内 大島/五箇地区内 中之島、菓袋</p>
勤務日数・時間・休暇等	<p>勤務日数:原則として週5日間</p> <p>勤務時間:原則8時30分から17時00分まで</p> <p>休暇等 :有給休暇あり、その他早川町会計年度任用職員の扱いに準じます。</p>
給与・報酬	<p>時給:1,340円から</p> <p>賞与:勤務実績に基づき支給(年2回)</p>
加入保険	<p>社会保険等(市町村共済組合短期組合員・厚生年金・雇用保険)に加入します。(個人負担あり)</p>
活動経費	<p>報酬とは別に下記の経費を協議の上、予算の範囲内で町が負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居の家賃(光熱水費は個人負担となります。)</li> <li>・ 車両の燃料費(活動使用分)</li> <li>・ 研修費・出張等に係る旅費</li> <li>・ 活動に関する消耗品</li> <li>・ その他活動に関する経費</li> </ul>

<p>審査方法</p>	<p>1. 応募手続</p> <p>① 応募受付期間 令和8年4月1日～令和8年6月30日  ※申し込み順に審査しますので、決まり次第募集を終了します</p> <p>② 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履歴書、職務経歴書</li> <li>・ 現住所の住民票</li> <li>・ 志望動機、活動目標(1,000字程度、A4用紙、書式自由)</li> </ul> <p>③ 申込先・業務内容に関するお問い合わせ先  早川町役場 まちづくり政策課まちづくり担当  電話：0556-45-2513（直通） E-mail：<a href="mailto:seisaku@town.hayakawa.lg.jp">seisaku@town.hayakawa.lg.jp</a></p> <p>2. 選考</p> <p>① 第1次選考 書類審査</p> <p>② 第2次選考 面接</p> <p>第1次選考合格者を対象に、早川町内において面接を行います。  詳細な時間等は、第1次選考合格者のみにお知らせします。</p>
<p>その他</p>	<p>任用については、予算の成立が前提となりますのであらかじめご了承ください。</p>
<p>お問合せ先</p>	<p>早川町役場 まちづくり政策課まちづくり担当  〒409-2732 山梨県南巨摩郡早川町高住758  電話：0556-45-2513（直通） E-mail：<a href="mailto:seisaku@town.hayakawa.lg.jp">seisaku@town.hayakawa.lg.jp</a></p>